



2025年5月9日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 矢尾板 裕介  
(コード番号: 2743 東証スタンダード)  
問 い 合 せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大  
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

## (訂正)「特別利益計上に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日付で開示いたしました「(訂正) 特別利益計上に関するお知らせ」において、追加で訂正すべき事項が判明いたしましたので、下記のとおり訂正いたします。

### 記

#### 1. 訂正の理由

2025年2月14日付開示「(訂正) 特別利益計上に関するお知らせ」において、預り金114百万円を2025年12月期第1四半期連結決算にて特別利益として計上予定と記載しておりました。しかし、その後も監査法人との協議を重ねた結果、今回の入金と関連する資金支出が適正であるか確認が取れるまでは預り金として計上し、現時点で預り金からその他の勘定科目に振り替える時期については未定となった為、訂正する必要が生じたものです。

#### 2. 訂正箇所 (訂正箇所は下線で表示しております。)

##### 【訂正前】

#### 1. 訂正の理由

当社は、2024年12月23日付開示において、当社子会社であったピクセルエステート株式会社にて、2021年9月16日に締結した太陽光発電設備案件の前渡金として取引先へ支払い、2023年12月1日締結の解約合意書に基づき未収金に振り替えられ、2024年5月22日に当社へ債権譲渡を行い、当社の未収金として振り替えられ、2024年11月12日開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」の調査結果を受けて、貸付金及び仮払金へ科目修正を行い貸倒引当金を設定していた貸付金及び仮払金の残金114百万円について回収したことから、特別利益として計上すると認識をしておりました。

当社は監査法人に対し、2024年11月14日付ピクセルエステート株式会社との合意書及び、弁護士による債権債務関係に関する法律見解書を提出し、入金内容について説明を行って参りましたが、監査法人が、当事者間での公証役場での確定日付入りの形で書類の確定日に特別利益で計上すべきとの見解を示されたことにより、114百万円を預り金として計上することといたしました。

なお、今後ピクセルエステート株式会社と確定日付入りの書類を作成しますので、2025年12月期第1四半期(2025年1月1日～3月31日)会計期間の連結決算において、預り金114百万円を特別利益に計上する予定です。「2024年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の純資産が▲180百万円であることから、2025年12月期第1四半期(2025年1月1日～3月31日)会計期間の連結決算で債務超過は解消される見込みです。

## 【訂正後】

### 1. 訂正の理由

当社は、2024年12月23日付開示において、当社子会社であったピクセルエステート株式会社にて、2021年9月16日に締結した太陽光発電設備案件の前渡金として取引先へ支払い、2023年12月1日締結の解約合意書に基づき未収金に振り替えられ、2024年5月22日に当社へ債権譲渡を行い、当社の未収金として振り替えられ、2024年11月12日開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」の調査結果を受けて、貸付金及び仮払金へ科目修正を行い貸倒引当金を設定していた貸付金及び仮払金の残金114百万円について回収したことから、特別利益として計上すると認識をしておりました。

当社は監査法人に対し、2024年11月14日付ピクセルエステート株式会社との合意書及び、弁護士による債権債務関係に関する法律見解書を提出し、入金内容について説明を行って参りましたが、監査法人が、当事者間での公証役場での確定日付入りの形で書類の確定日に特別利益で計上すべきとの見解を示されたことにより、114百万円を預り金として計上することといたしました。

その後も当社は、監査法人との協議を重ねた結果、今回の入金と関連する資金支出が適正であるか確証が取れるまでは預り金として計上し、現時点で預り金からその他の勘定科目に振替える時期については未定となります。

以上